

つくば・市民ネットワーク通信 第4号

発行：つくば・市民ネットワーク 発行責任者：阿部登代子 つくば市千現 1-18-5-101 Tel&Fax: 029-859-0264

E-mail : tsukubahotnet@ybb.ne.jp ホームページ : <http://www.geocities.jp/tsukubahotnet/>

「遺伝子組み換え栽培 方針検討会スタート！」

現在、遺伝子組み換え作物の栽培規制については県が方針を出していますが罰則や強制力はありません。私たちつくば・市民ネットワークは遺伝子組み換え作物の栽培規制を一貫して主張してきました。その成果として市民を交えた検討会の設置とそれに関する予算が6月議会で決定されました。

この第1回会議が9月26日開かれました。生産者、消費者、研究者、議員、県職員など14名の委員が委嘱され、座長には筑波大学・永木教授が互選されました。

まず、この検討会の目的を『つくば市における遺伝子組換え農産物の栽培に伴う、市民の不安や風評被害による混乱等を未然に防ぐため、遺伝子組換え農産物の栽培に係る対応策を検討する』と全員で確認しました。

農業生産者からは「安心安全なものを求める消費者の声に応えることが生き残る道。東海村の事故の時のような風評被害が一番困る」「被害が出たときの責任はどこが取るのかを検討してもらいたい」という意見が出ました。

研究者は「風評被害が起こるのは情報が不十分な

場合であり、徹底した情報公開が重要」「遺伝子組み換え作物の安全性は、法律に基づいて承認を受けており、見学会など情報公開も行なっている。消費者は、何となく不安というだけで、遺伝子組み換えを使っていないと表示されればそちらを買っているのではないかと発言。これに対し、消費者として参加したつくば・市民ネットワークは「アメリカ等では除草剤耐性の遺伝子組み換え作物を栽培し続けて、除草剤に耐える雑草が発生し、かえって農薬の使用量が増えている。また残留農薬基準が緩和されたりしている。消費者は何となく不安なのではなく、そういう情報があるから食べたくないし、作って欲しくない」と意見を述べました。

これらの議論を受け、座長から「安全性についてここで議論するには問題が大きすぎる。この検討会では、遺伝子組み換え作物を食べてもいいという人もいれば、食べたくない人もいるという前提で、食べたくない・作りたくない人も納得できる方法を考えましょう」と提案されました。

また、議員からは「研究する側の倫理観はどうなっているのか」等の質問が出て、今回は現在の法律や県の方針の運用実態など、検討委員会全員で現状や情報を共有することになりました。今回、生産者、消費者、研究者等が一同に会して意見を交わすことができ、生産者が遺伝子組み換え作物に対してかなり慎重な姿勢であることが分かりました。

つくば・市民ネットワークは、多くの研究所を抱えるつくば市において、食・農業・環境の安全・安心を守りたいと考えています。カナダでは遺伝子組み換え作物の一般栽培が開始された数年後に、雑草や非組み換え作物との交雑が全域に広がったという報告もあります。私たちはこの様な事態を防ぐためにも、遺伝子組み換え作物の安全性は確保できていないという立場にたち、遺伝子組み換え作物の栽培を規制する、実効性のある方策を提案していきます。



GMOフリーゾーン宣言（遺伝子組み換え作物を栽培しない地域であるという宣言）を行い、看板を設置してアピールする県内の生産者団体

つくば市議会議員
文教福祉常任委員会所属
せと ゆみこ
瀬戸 裕美子



一般質問項目

1. 図書関連（司書補配置など）
2. アスベスト（解体時の指導など）
3. 第3次つくば市総合基本計画（沿線開発、市民参加など）

学校図書館について

私たちの課題として継続して取り組んでいる学校図書館については、とくに図書費の充実と学校図書館司書教諭補助員（以下司書補）の市内 52 校への全校配置を要望しました。司書補の配置により、図書の貸し出し冊数が格段に増えた現状や、副教材の充実によって教科学習の質が高まることを考えると、一日も早い実現をと考えています。今回、予算の少ない現実とすり合わせ、義務教育期間中どこかで司書補配置された学校図書館を経験できる機会をどの子供も持てる点を重視し、司書補の配置が全くされてない地域の中学校への優先的な司書補配置を提案しました。

また、文科省のモデル事業である「学校図書館資源共有ネットワーク」の進捗状況は、サーバーの設

置場所を検討する・端末機を設置する・各学校の蔵書データベースを作成するなどの見通しが出てきました。これが実現すれば市内の学校間同士で貸し出し、返却の処理もパソコンを通じて行えるようになり、蔵書不足を補えるようになるなど、よりいっそう学習環境が整うと期待するところです。

アスベストについて

昨今、世間で大きな話題になっているアスベスト。今議会の一般質問でも、多くの議員が質問しました。気になる学校、幼稚園などの教育施設、人が多く集まる公民館やホールといった公共の建物、また上水道施設等々。各関係部署が目視による検査を行い、さらに目視で確定できないものについては、専門機関に分析を依頼しているという報告でした。とくに教育委員会では 200 万円の補正予算を組み対処していますが、それぞれの結果については、判明しだいホームページや市報を通じて皆さんにお知らせするという答弁でした。

また市内に放置されている不法廃棄物の中にアスベストを含む建材などまざっていないか、古くなって建て直しのために解体される建物へのアスベスト処理についても早急に着手せねばなりません。市行政の素早い対応と、近隣に住む住民への情報提供、解体業者への的確な指導を強く要望しました。



「一問一答」無くしたつくば市議会

今議会で、一般質問についての「これまでの質問制限時間 30 分に加え質問回数を 3 回までとする」議案が 4 人の議員から出され 23 対 9 で可決されました。3 回質問方式では制約が大きすぎてしっかりした質疑ができるかどうか分かりません。

お座なりの形式的な一般質問で済ませるつもりならそれでも OK！ でも議会の本質である「討論による行政のチェック機能」はそれでは働きにくいのです。

おりしも龍ヶ崎市の 9 月議会では先進的なつくば市議会に負けるなど「制限時間 60 分、一問一答方式」が採用されたばかり。

つくばは先進的から後進的になってしまったの！？



指定管理者制度

「指定管理者制度」とは公の施設の管理運営を民間業者（企業、NPO）にも開放するという行政改革の一環として行われる政策です。これは、利用者から見ればサービスの向上と事業チャンスの拡大が見込める利点があり、反面、行政職員の立場からは経費削減による雇用不安があります。つまり、制度導入・運用はそう単純ではないのです。

これまで「この制度を市ではどのように活用する方針か」という質問を何度もしてきました。行政は「市民協働の観点から、各担当部局が適正に判断し行う」との答弁を繰り返し、12月議会で「指定の手続きに関する条例」が制定され、その後、「ふれあいプラザ」は6月、「TX各駅前駐車場」は7月に導入が実施されて「指定管理者」による運営が始まっています。

永井の質問で行政が陳謝…

今回の一般質問でどうしても聞きたかったのは、8月15日発行予定であった市報「広報つくば」の遅延についてです。当初、市内11施設の「指定管理者制度」導入を知らせる記事の掲載を予定していましたが、これを発行直前になって取り止めたため起こったことで、記事掲載の手違いについて市から陳謝がありました。



常陽新聞 2005年9月10日、9月14日

しかしそればかりでなく、児童館への指定管理者導入については、児童館の利用者や施設関係者にも情報が公開されておらず、急遽開催された説明会で



つくば市議会議員
環境経済常任委員会所属
ながい えつこ
永井 悦子

一般質問項目

1. 第3次つくば市総合基本計画
(重点施策、公共交通網、文化・芸術など)
2. TXつくば駅 (防災体制など)
3. つくば市広報誌 (遅配理由など)
4. 指定管理者制度 (手続き条例など)

は多くの問題がでました。直後に、財務部は児童館を含む8施設の導入を取り止め、財務部長は取り止めの理由を「経費削減や市民サービスに疑問が生じたため」と答弁しました。導入目的の根本的な部分に疑問が生じるとは、一体これまで何を検討してきたのでしょうか。

手続き条例だけの場当たりの導入が、今回の混乱を招いたことは明らかです。やはり、「指定管理者制度」をどう考え、どの施設に導入し、どのように活用するのかというつくば市の統一された方針を示す必要があります。

その上、広報誌の刷り直しや遅配のお知らせの折り込み代などで、余分に104万円の経費がかかりました。これこそ、事前に利用者の声を聞かずに招いた損失以外のなにものでもありません。市民に分かるような導入計画の説明がなされていれば起こらなかったことでしょう。

タイムリミットは来年9月

この様なつくば市の現状ですが、自治体は来年9月までに公の施設について管理運営を指定管理者にするか市直営にするか早急に検討・決定しなければなりません。この制度導入にますます拍車がかかる中、指定管理者の選定過程について透明性を確保し、事業者の事業内容についてもチェックできるようにすることが重要です。

つくば・市民ネットワークは適正に指定管理者制度導入が図られ、市民サービスが維持・向上されるよう活動していきます。皆さんも施設利用などで気づいたこと、ご意見をぜひお寄せ下さい。

傍聴席から

初めて市議会を傍聴しましたが、正直いって楽しくありませんでした。なぜでしょう？

「用意された原稿を読むだけでライブ感(生きたやりとり)がない」とか「テレビ中継されていないので緊張感が足りない」とか理由はいろいろあります。

議会を楽しくするにはこれらを改善することも重要です。しかしそれ以上に、自分たちの考えをわかりやすく時にはパフォーマンスを取り入れて、楽しく伝えていくことが大事ではないでしょうか？

楽しいところに人は集まります。つくば・市民ネットワークも、もっともっと議会を楽しいものにしていってほしいと思います。

私もいろんなことを学んで、楽しめる自由さを持ちたいです。今度は委員会を傍聴しようと思っています。

＜筑波学院大学 橘 拓也＞



各地区で進められる公務員宿舎の取り壊し

● ● つくば・市民ネットワークの主な活動報告 ● ●

- 7/30 介護保険シンポジウム参加
- 8/2 防災システム学習会参加
- 8/10~11 指定管理者説明会参加
- 8/21 景観学習会参加
- 8/28 ハッ場ダム幹事会
- 9/1~16 9月定例市議会
- 9/17 ピースコンサート参加
- 9/26 遺伝子組み換え検討会出席



代理人とおしゃべり会

10月19日(水)10~12時 森の里公会堂

10月21日(金)10~12時 春日公民館

10月23日(日)14~16時 手代木公民館

“住みたいまち・つくばの魅力”について話し合います。ご都合の良いお時間で参加して下さい！

「まちづくり」をどうする？

皆さまもご存知の通り、TX開業にあわせ、つくば駅周辺の環境は数ヶ月前に比べて一変しています。空地に看板が立ったかと思うと始まる工事、公道に面していて無秩序に建っていく建物、緑地が多く、ゆとりのあるまちづくりに寄与してきた公務員宿舎の整理・縮小、周辺地区での幹線道路の新設…。これらの先にあるものは何でしょう？

私たち「つくば・市民ネットワーク」は、地域で運動している人々が有益な情報を交換したり、市民がつくばの「まちづくり」を考える場でありたいと願っています。温かみのある「つくば」にするためには、人と人との交流が大切だと思いませんか？お気軽にお立ち寄りください。

また、公務員宿舎の取り壊しについては、関東財務局が売買することから、何らかの公的な要望が取り入れられているようです。ですから、その流れを公開して住民が納得しやすい形で再開発を進めていくように、私たちは関係行政に働きかけていきます。

ところで、この8月につくば市は景観法に基づく景観行政団体となりました。国交省の方のお話では景観条例を作るには景観法を上手に利用して「残すものと悪いものをハッキリさせる」「その他は質の向上を図る」のがポイントだそうです。これを参考に、つくば市にも早急に市民の声を活かした条例作りに取りかかって欲しいものです。

みんなの力で次世代に誇れる魅力ある「つくば」にしていきたいと思います。

景観法の理念

- ◆ 景観は国民共通の資産であり、適正な規則の下に調和された土地利用の必要がある。
- ◆ 景観形成は地域性のある多様なものであり、住民・事業者・地方公共団体の協働により、景観の保全のみならず新たな創出を含むものである。

つくば・市民ネットワーク 会員募集中

一緒にまちづくりを考えてみませんか。興味のある方お気軽にご連絡ください。

Tel&Fax
029-859-0264

※ 編集後記 ※

市議選から四季が一巡り、やっと編集作業に慣れました。アンケートにご協力下さい。